

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成22年7月20日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

1 期日

平成22年7月28日（水）午後1時15分

2 場所

日野町根雨140-1

日野総合事務所本庁舎2階 大会議室

3 件名

一級河川日野川水系友広谷川砂防堰堤工事（日野郡日南町大字中石見字大塚尻り、字兜山、字兜山脇及び字大塚地内）